

# 第29回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和2年11月27日

石巻市農業委員会

## 第29回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和2年11月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（19名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	10番	大森香織	委員
11番	後藤嘉伸	委員	12番	高橋良一	委員
13番	高城邦秀	委員	14番	高橋千代恵	委員
15番	今野勝夫	委員	16番	遠藤章一	委員
17番	色川恭子	委員	18番	遠藤和祥	委員
19番	大橋邦雄	委員			

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	阿部勝	委員
22番	木村和広	委員	23番	渥美浩晃	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
27番	山口修一	委員	28番	加納憲夫	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	佐藤均	委員	34番	相澤逸夫	委員
35番	勝又功	委員	36番	榊田有司	委員
37番	西條健一	委員	38番	阿部正展	委員
39番	西條勲	委員			

事務局職員出席

勝又忠雄	事務局 局長	西城芳光	事務局 次長
齋藤敏幸	主 幹	阿部秀紀	主 査
村上浩則	主 幹	保理裕宣	主任 主事
山本万里	主任 主事	菅井泰弘	主任 主事

---

○勝又忠雄事務局長 ただいまから第29回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○勝又忠雄事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長からご挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○勝又忠雄事務局長 次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることに定められておりますので、会長に議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしく願いいたします。

---

午後1時36分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号3番三浦豊志委員、4番後藤久一委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にお願いがございます。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前をお願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第5号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る11月16日月曜日、午後1時30分から午後1時40分まで、河北総合支所会議室におきまして、農家相談委員会を開催いたしました。新規就農に係る資格審査の案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会委員長より、新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、同じく日程第2、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法

第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、一括して上程いたします。

議案書は2ページから12ページになります。事務局より報告願います。

○村上浩則主幹 報告第2号を説明いたしますので、議案書2ページから4ページを御覧ください。

使用貸借の解約による通知について報告いたします。今月の受理件数は3件で、解約の理由は耕作者変更のためが1件、農地転用許可申請のためが2件です。

次に、報告第3号を説明いたしますので、議案書5ページから9ページを御覧ください。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。今月の受理件数は7件で、解約の理由は耕作者変更のためが1件、借人の都合のためが1件、農用地利用集積計画による売買のためが5件です。

次に、報告第4号を説明いたしますので、議案書10ページを御覧ください。報告第4号 農地の現状変更届出について報告いたします。今月の受理件数は1件で、田から畑にするため1mの盛土をし、牧草を作付するものです。

次に、報告第5号を説明いたしますので、議案書12ページを御覧ください。報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが1件、事務所、駐車場とするものが1件です。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から報告がありました報告第2号から報告第5号に対し、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は13ページから18ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。平成元年2月2日に贈与により取得した時点で、既に山林となっていたものです。非農地になってから20年以上が経過した土地であります。

番号2番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。高齢化に伴い耕作が困難となり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3番、申請地は、市街化調整区域内の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和50年より宅地として利用されていることが当時の航空写真と資産評価証明書で確認することができます。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号4番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は宅地となっております。昭和58年に農地法第4条の規定による許可を受けたものの、地目変更登記を行わなかったものです。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、伏見晃也委員長より報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

11月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局より説明を受け、現地調査等を行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてははやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案4件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は19ページから22ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、簡潔にご説明

いたします。

番号1番は、譲渡人の耕作の利便性の確保のための売買であります。申請地は、田1筆、面積142㎡であります。

番号2番は、譲渡人の耕作困難による売買であります。申請地は、田8筆、合計面積6,722㎡であります。

番号3番は、親戚への贈与であります。申請地は、畑1筆、面積332㎡であります。

番号4番から番号7番につきましては、去る9月の定例総会にて農家相談委員長から報告しております新規就農者への賃借権の新規設定でございます。申請地は、河南、河北の2地区にあり、田及び畑14筆、合計面積7,394.24㎡であります。

以上、書類審査及び現地調査をした結果、番号1番から番号7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る11月16日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。11月の案件は、売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転が1件、賃借権の新規設定が4件、合計7件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び11月11日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づき審査した結果、いずれも適正と判断をいたしました。

以上、報告を申し上げます。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案7件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意



見についてを議題といたします。

議案書は23ページから24ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1番、変更内容は、令和2年8月6日付宮城県（東振）指令第273号で事務所、駐車場、資材置場として令和2年12月29日までの一時転用の許可を取得しましたが、工期延長のため、期間を令和3年4月20日まで延長するものです。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長から現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

11月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査等を行いました。現地調査等を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告がございましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は25ページから26ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、太陽光発電施設として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産

性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

11月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は27ページから34ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、太陽光発電施設として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号3番、転用目的は、太陽光発電施設として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号4番、転用目的は、太陽光発電施設として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号5番、転用目的は、住宅敷地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

番号6番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

11月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案6件について、許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は35ページから45ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和2年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、利用権設定10件、60筆、約9.3ha、所有権移転5件、19筆、約1.6ha、合計15件、79筆、約10.9haでございます。

利用権設定10件で、番号1番から番号10番、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件となっております。

貸借期間、4年3か月から10年1か月。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、1万円、2万4,790円、畑、2万4,790円となっております。米による物納、45kgから77kgとなっております。

所有権移転5件で、認定農業者への所有権移転であり、10a当たりの単価25万円から44万5,000円での売買となっております。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

11月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受ける者及び所有権の移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の10件及び所有権移転の5件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 初めに、利用権設定について審議をいたします。

事務局説明及び農地調査委員会委員長から検討結果についての報告があり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにつきましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに本案利用権設定番号8番から10番について審議をいたします。

議案書は40ページから42ページになります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案利用権設定番号8番から10番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定番号8番から10番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定番号8番から10番について、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案利用権設定番号8番から10番について、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、ただいま承認をいただきました本案利用権設定番号8番から10番を除く、番号1番から7番について審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定番号1番から7番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定番号1番から7番について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議をいたします。

議案書は43ページから45ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして第29回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時05分 閉会